

組合員 各位

岐阜県医師国民健康保険組合
理事長 伊在井 みどり
(公印省略)

令和 7 年度健康診断実施に伴う健康診断個人票(特定健康診査含む)の送付について

平素は、当組合の保健事業に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

みだしのこと、今年度も健康診断を実施いたします。また、特定健診も併せて実施することから、従来の健康診断に特定健診部分を含んだ個人票を送付します。下記にご留意の上、ご利用くださいますようお願いいたします。

なお、当組合が実施するこの健診に限り、特定健診実施機関に代わり特定健診の代行記入及び代行入力を行いますので、ご利用頂きますよう併せてご連絡申し上げます。

記

1. 実施期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日まで。

2. 対象者

令和 7 年 3 月 31 日時点での当組合加入者である下記の方。

【従来健診のみ】第Ⅲ種組合員及び 39 歳以下である第Ⅰ種組合員。

【特定健診含む】40 歳～74 歳の第Ⅰ種組合員、第Ⅱ種組合員、家族組合員。

※健診受診日時点で当組合の被保険者であること。

3. 自己健診及び自家健診

特定健診は第Ⅰ種組合員本人による自己健診が認められません。

特定健診部分以外及び、特定健診部分を一般健診として請求される場合、第Ⅰ・Ⅲ種組合員による自己健診が認められます。

上記以外の自家健診は認められます。

4. 検査結果票

各検査の数値並びに所見を検査結果の欄に必ず記入してください。

特定健診部分につき、当組合へ代行記入及び代行入力を依頼される場合は、必ず用紙裏面「質問票」へ記入し、検査結果票(血液部分)を添付してください。

特定健診部分を貴院から国保連合会へ電子媒体にて請求される場合は検査結果票の添付は必要ありません。

5. その他

- (1) 胃部の検査は、レントゲン(バリウム)又は内視鏡(カメラ)のどちらか一方で検査してください。
- (2) 検査料請求書は、点数、振込先金融機関、口座名義等を明確にご記入ください。
また、2カ所以上の機関で検査を行う場合は、それぞれ区別ができるよう 1 枚の用紙へご記入いただくか、コピーしてご使用ください。なお、検査が重複しないようご注意ください。
- (3) 健康診断個人票及び健康診断検査料請求書は、直接当組合へご送付ください。
- (4) 健康診断個人票と検査料請求書は切り取らずに提出してください。検査料請求書のみでは検査項目や数値等がわからないため、振込み出来ない場合があります。
- (5) 健康診断個人票は、個人情報保護法に則り組合保健事業の目的以外は使用せず、岐阜県医師国民健康保険組合において厳重に保管します。
- (6) 健康診断個人票は再発行致しません。
- (7) その他注意事項は健康診断個人票表面(又は裏面)に記載してあります。ご確認ください。
- (8) ご不明な点がございましたら当組合事務局までご連絡ください。